

ワイズメンズクラブ国際協会西日本区

「九州部部則」

第1条 (名称)

この組織はワイズメンズクラブ国際協会（以下国際協会と称す）西日本区に所属する九州部（Kyushubu District）（以下部と称す）と称する。

第2条 (目的)

部は国際協会、国際憲法および西日本区定款を遵守し、その目的を成就させるとともに、九州におけるワイズダムの発展に寄与する。

第3条 (構成員)

部は国際協会西日本区九州部に属する各ワイズメンズクラブをもって構成する。

第4条 (役員)

部は部長、直前部長、次期部長、書記、会計、事業主査、監事および部担当主事を置く。なお、部長、書記、会計により事務局を設けることができる。

第5条 (役員の選任)

部長には、前年度の次期部長が就任する。

2 次期部長には、前年度の次々期部長が現部長の推薦をうけ、且つ、評議会において承認を得て就任する。但し、特別の事情のある場合には、評議会の承認を得ることを条件に別の方法により選任することができる。

3 次々期部長は、立候補者の中から、別に定める推薦委員会の推薦を得た者が就任する。但し、立候補者がいる場合は輪番制の原則にもとづき現部長の推薦を得た者が就任する。

4 書記、会計および事業主査は、所属クラブ会長と協議のうえ部長が指名し、評議会の承認を得て選任する。

5 部の監事は評議会において選任する。

第6条 (役員の任期)

役員の任期は、毎年7月1日より翌年の6月30日迄とする。

第7条 (役員の任務)

部長は、部を代表し部運営を総括し、評議会、役員会を招集する。

2 直前部長、次期部長は部長に協力し、部長の委任あるいは部長に事故ある時は、部長の任務を代行する。

3 書記は、部運営および会議の事務を遂行し、部長を補佐する。

4 会計は、部会計事務を遂行し、部長を補佐する。

5 事業主査は、部内各事業部門の活動を推進する。但し、国際、西日本区全体に関する活動は、部長の指示による。

6 監事は、部の行政および財政監査をし、評議会において報告する。

第8条 (評議会)

部内全クラブの総意のもとに最高決定機関として評議会を置く。評議会は毎年2回以上開催する。

2 評議会は部長が必要と認めた時に、部長が召集する。ただし、2名以上のクラブ会長が要求したときは、部長はこれを、召集しなければならない。

3 評議会は部長、直前部長、次期部長、書記、会計、クラブ役員（会長、副会長、書記、会計、直前会長）、事業主査、監事、担当主事をもって構成する。議長は部長がつとめる。西日本区役員、その他評議員会で認められた者の出席は認められるが、発言には議長の許可を要する。

4 評議会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 部則の決定、諸規則の設定、改正および廃止
 - (2) 事業計画・報告、収支予算・決算報告の決定および報告
 - (3) 役員の選出
 - (4) 部長または、部内各クラブからの提案事項。なお、評議会において議決した案件の中で必要に応じて、西日本区役員会に部長を通して提議することができる。
 - (5) その他必要な事項
- 5 定数および議決は次ぎによる。
- (1) 評議会は、表決権を持つ構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。但し、同数の場合は議長の決裁による。
 - (2) 評議会構成員のうち、部長、直前部長、次期部長、書記、会計、クラブ役員のうち一名が表決権を持つものとする。事業主査、監事、および担当主事は表決権を持たない。

第9条 (役員会)

部の運営に執行機関として役員会を置く。

- 2 評議会に提出する議案は役員会にて決定する。
- 3 役員会は、部長、直前部長、次期部長、書記、会計で構成される。

第10条 (委員会)

部において必要な研究および事業を行うとき、部長は委員会を設置することができる。

- 2 委員会には部長の指導のもとに委員長を置くことができる。

第11条 (部会)

部会は部内の親睦と研鑽を図ることを目的として、部長の招集により、年1回以上開催する。

- 2 部会には、クラブの会員、会員の配偶者（メネット）および子（コネット）その他の家族が出席する。部会には、九州部以外のクラブ会員その他のゲストが出席することができる。
- 3 部会のホストクラブは原則として部長のホームクラブとする。
- 4 ホストクラブは、部長の指導により、部会開催を企画運営する。
- 5 ホストクラブは部会登録費をもって部会の一切をまかない、部会終了後にはすみやかに会計報告を行う。

第12条 (会計)

部の会計年度は毎年7月1日より始まり翌年6月30日で終わる。

- 2 部の財政は、西日本区より支出される部活動支援金、ならびに部所属会員の負担する部費をもってまかなう。
- 3 収支予算は、各会計年度に部長および事務局において編成し、評議会の議決を得なければならない。
- 4 会計は、会計年度末に会計報告を作成し、監事の監査を得て評議会の承認を得なければならない。

第13条 (事務所)

九州部の事務所は、部長の所在地におく。

第14条 (細則)

部長は、部の組織、運営、および会計に関し、評議会の承認を得て細則を定めることができる。但し、本部則に抵触するものであってはならない。

第15条 (付則)

本部則は、ワイズメンズクラブ国際協会日本区九州部規則として
1985年3月17日評議会へ提出
1985年9月23日評議員会で承認
ワイズメンズクラブ国際協会西日本区九州部規則として
1990年8月4日評議員会で承認
ワイズメンズクラブ国際協会西日本区九州部部則として
2002年9月22日評議員会で改正承認
2003年7月1日より施行する。
2020年7月25日評議会で改正承認